

介護施設等の整備および開設準備に関する補助金

1 補助の種類および補助予定額等

補助の種類		補助予定額 (上限額)	対象経費
施設 整備 費	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	354,375千円 (100床)	施設整備に必要な工事費または工事 請負費および工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)ただし、別の補助金もしくは設備整備またはこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む。
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	123,830千円 (29床)	
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	32,000千円	
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	32,000千円	
開設 準備 経費	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	62,100千円 (100床)	施設等の円滑な開所に必要な需用費、 使用料および賃借料、備品購入費(備品 設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、 給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、 役務費、委託料または工事請負費
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	18,009千円 (29床)	
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	11,178千円	
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	5,589千円 ※宿泊定員9人の場合	

2 補助対象外経費

- ・ 土地の買収または整地に要する費用
- ・ 職員の宿舍、車庫または倉庫の建設に要する費用
- ・ その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

3 留意事項

- ・ リースによる経費は、補助の対象となりません。
- ・ 任意でショートステイ床(ユニット型)、デイサービス等を併設することができますが、併設部分は補助の対象とはなりません。
- ・ 実際の補助金額は、国または道からの交付金や予算措置の状況により変動し、交付されない場合もあり、上表の金額等で確定するものではありません。
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護をサービス付き高齢者向け住宅として整備する場合は、都市建設部住宅課へご相談ください。